

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社個人情報の保護に関する規程

制定 令和6年3月11日規程第2号

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
 - 第2章 個人情報の取得（第5条―第8条）
 - 第3章 個人データの管理（第9条―第13条）
 - 第4章 個人情報の利用と第三者提供（第14条―第20条）
 - 第5章 保有個人情報の開示、訂正および利用停止の請求等（第21条―第37条）
 - 第6章 安全管理体制（第38条―第42条）
 - 第7章 雑則（第43条・第44条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（以下「公社」という。）が保有する個人情報の取扱いについて基本的事項を定め、事業の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、または個人識別符号が含まれるものをいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合体および紙面等で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、目次・索引等を付して特定の個人情報を容易に検索可能な状態においているものをいう。
- (3) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等および地方独立行政法人を除く。）
- (4) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (5) 保有個人データ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (7) 社員等 会社の役員、社員および会社の指揮監督を受けて業務に従事している派遣労働者等をいう。

(会社の責務)

第3条 会社は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(個人情報保護方針の制定および公表)

第4条 会社は、個人情報保護方針を定め、これを実施する。

- 2 会社は、個人情報保護方針を文書等で社員等に周知徹底するとともに、会社のホームページ上に公表する。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得原則)

第5条 個人情報の取得は、会社が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度内において行うものとする。

(適正な取得)

第6条 個人情報の取得は適正な手段により行うものとし、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 会社は、要配慮個人情報（つぎの各号に掲げる内容を含む個人情報をいう。）については取得しないものとする。ただし、本人の同意がある場合および法令に定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴および犯罪により害を被った事実に関する事項
- (2) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があることに関する事項
- (3) 本人に対して医師等により行われた疾病の予防および早期発見のための健康診断その他の検査の結果に関する事項
- (4) 健康診断の結果に基づき、または疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により行われた心身の状態の改善のための指導または診療もしくは調剤に関する事項
- (5) 本人を被疑者または被告人として行われた逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きに関する事項
- (6) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年またはその疑いのある者として行われた調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きに関する事項

(利用目的の特定)

第7条 社は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表するものとする。

2 社は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 前2項の規定は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (2) 社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第3章 個人データの管理

(適正な管理)

第9条 社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 社は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

3 社は、利用する必要がなくなった個人データについては、速やかに廃棄し、または消去するものとする。

(社員等の監督)

第10条 社は、社員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該社員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 社は、個人データを取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人データの安全管理に関して、受託者の監督等、必要な措置を講じるものとする。

(受託者等の責務)

第12条 社から個人データを取り扱う事務を受託した者は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務の従業者または従業者であった者は、その事務に関して知り得た個人データをみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(行政機関等が保有する個人情報に係る受託等に伴う措置)

第13条 社は、行政機関等が保有する個人情報を取り扱う事務を受託しようとするとき（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として公の施設の管理を行うときを含む。）は、個人情報保護法第66条第2項第1号および第2号の規定に基づき、当該行政機関等と同様の安全管理措置を講じるものとする。

第4章 個人情報の利用と第三者提供

(個人情報の利用原則)

第14条 個人情報の利用は、原則として、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

(利用目的による制限)

第15条 社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用目的の変更)

第16条 社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

2 社は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表するものとする。

3 前項の規定は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (2) 社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関もしくは地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの第三者提供)

第17条 社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データの第三者への提供（以下「第三者提供」という。）をしないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 社が利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの取扱いに関する業務の全部または一部を委託する場合において、個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第18条 社は、個人データの第三者提供を行ったときは、法令で定めるところにより、提供に関する記録を作成し、保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第19条 社は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、法令で定めるところにより、つぎに掲げる事項について確認を行わなければならない。

- (1) 当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、社が同項の規定による確認を行う場合において、社に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 社は、第1項の規定による確認を行ったときは、法令で定めるところにより、提供を受ける際の記録を作成し、保存しなければならない。

(第三者提供記録の開示)

第20条 本人から、当該本人が識別される個人データに係る第18条および前条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利害が害されるものとして政令で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）の開示請求を受けた場合には、法令に基づき本人の指定する方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により当該第三者提供記録を開示するものとする。

第5章 保有個人データの開示、訂正および利用停止の請求等**(保有個人データの利用目的の通知)**

第21条 本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、公社は本人に対して、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、つぎに掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 保有個人データを本人の知り得る状態に置いているところにより保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 公社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- (4) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行するときに協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(保有個人データの開示)

第22条 公社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求（以下「開示請求」という。）があった場合には、法令に基づき本人の指定する方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによりつぎの各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 公社の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または開示請求をすることにつき本人が委任した代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第23条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、公社に対して、つぎに掲げる事項を記載した開示請求申出書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名および住所または居所
 - (2) 開示請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公社が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、公社に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人データの本人であることを証明するために必要な書類を提出し、または提示しなければならない。
- 3 法定代理人等の場合は、開示請求をしようとする者であることを証明する書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類を提出し、または提示しなければならない。
- 4 公社は、開示請求申出書に形式上の不備があると認めるときは、本人に対し、相当の

期間を定めて、その補正を求めることができる。

(開示の実施等の期限)

第24条 第22条に規定する開示の実施または開示しない旨の決定(以下「開示の実施等」という。)は、請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、開示請求に関し、つぎに掲げる日数については、当該期間に参入しない。

- (1) 会社が、本人に対し、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数
- (2) 会社が、本人に対し、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めた場合にあっては、当該提示を受けるまでに要した日数

2 前項の規定にかかわらず、会社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、会社は、本人に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施等の期限の特例)

第25条 開示請求に係る保有個人データが著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示の実施等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、会社は、開示請求に係る保有個人データのうちの相当の部分につき当該期間内に開示の実施等をし、残りの保有個人データについては相当の期間内に開示の実施等をすれば足りる。この場合において、会社は、同条第1項に規定する期間内に、本人に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 残りの保有個人データについて開示の実施等をする期限

(保有個人データの訂正等)

第26条 会社は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとして、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)があった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、保有個人データの訂正等を行わなければならない。

2 第22条第2項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等請求の方法)

第27条 前条の規定に基づき訂正等請求をしようとする者は、会社に対して、つぎに掲げる事項を記載した訂正等請求申出書を提出しなければならない。

- (1) 訂正等請求をしようとする者の氏名および住所または居所
- (2) 訂正等請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
- (3) 訂正等を求める内容

- (4) 前3号に掲げるもののほか、公社が定める事項
- 2 訂正等請求をしようとする者は、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、または提示しなければならない。
- 3 第23条第2項から第4項までの規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等の実施等の期限)

第28条 第26条第1項に規定する訂正等の実施または訂正等を行わない旨の決定（以下「訂正等の実施等」という。）は、請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、訂正等請求に関し、つぎに掲げる日数については、当該期間に参入しない。

- (1) 公社が、本人に対し、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数
- (2) 公社が、本人に対し、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めた場合にあっては、当該提示を受けるまでに要した日数
- 2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、本人に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正等の実施等の期限の特例)

第29条 公社は、訂正等の実施等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正等の実施等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、本人に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 訂正等の実施等をする期限

(保有個人データの利用停止等)

第30条 公社は、本人から、つぎに掲げる理由により当該本人が識別される保有個人データの利用停止または消去（以下「利用停止等」という。）の請求（以下「利用停止等請求」という。）があった場合には、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、公社における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人データの利用停止等をしなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- (1) 利用目的の制限に違反するという理由
- (2) 違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法で利用したという理由
- (3) 不正の手段により取得したものであるという理由

- (4) 保有個人データを利用する必要がなくなったという理由
- (5) 保有個人データの漏えい等が生じたという理由
- (6) 保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由

2 第22条第2項の規定は、利用停止等請求について準用する。

(利用停止等請求の方法)

第31条 前条の規定に基づき利用停止等請求をしようとする者は、公社に対して、つぎに掲げる事項を記載した利用停止等請求申出書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名および住所または居所
- (2) 利用停止等請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
- (3) 利用停止等請求の趣旨および理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 第23条第2項から第4項までの規定は、利用停止等請求について準用する。

(利用停止等の実施等の期限)

第32条 第30条第1項に規定する利用停止等の実施または利用停止等を行わない旨の決定（以下「利用停止等の実施等」という。）は、請求があった日から15日以内に行なければならない。ただし、利用停止等請求に関し、つぎに掲げる日数については、当該期間に参入しない。

- (1) 公社が、本人に対し、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数
- (2) 公社が、本人に対し、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めた場合にあっては、当該提示を受けるまでに要した日数

2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、本人に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止等の実施等の期限の特例)

第33条 公社は、利用停止等の実施等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等の実施等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、本人に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 利用停止等の実施等をする期限

(保有個人データの第三者提供の停止)

第34条 公社は、本人から、つぎに掲げる理由により当該本人が識別される保有個人データの第三者提供の停止請求があった場合には、当該第三者提供の停止請求に理由があ

ると認めるときは、公社における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該第三者提供の停止請求に係る保有個人データの第三者提供の停止をしなければならない。ただし、当該第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意なく、かつ第17条第1項各号に該当することなく第三者に提供したという理由
- (2) 公社が保有個人データを利用する必要がなくなったという理由
- (3) 保有個人データの漏えい等が生じたという理由
- (4) 保有個人データの取扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがあるという理由

2 第22条第2項の規定は、第三者提供の停止請求について準用する。

(第三者提供の停止請求の方法)

第35条 前条の規定に基づき第三者提供の停止請求をしようとする者は、公社に対して、つぎに掲げる事項を記載した第三者提供停止請求申出書を提出しなければならない。

- (1) 第三者提供の停止請求をしようとする者の氏名および住所または居所
- (2) 第三者提供の停止請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
- (3) 第三者提供の停止請求の趣旨および理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 第23条第2項から第4項までの規定は、第三者提供の停止請求の申出について準用する。

(第三者提供停止の実施等の期限)

第36条 第34条第1項に規定する第三者提供の停止または第三者提供を停止しない旨の決定（以下「第三者提供停止の実施等」という。）は、請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第三者提供の停止請求に関し、つぎに掲げる日数については、当該期間に参入しない。

- (1) 公社が、本人に対し、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数
- (2) 公社が、本人に対し、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めた場合にあつては、当該提示を受けるまでに要した日数

2 前項の規定にかかわらず、公社は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、公社は、本人に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者提供停止の実施等の期限の特例)

第37条 公社は、第三者提供停止の実施等に特に長期間を要すると認めるときは、前条

の規定にかかわらず、相当の期間内に第三者提供停止の実施等をすれば足りる。この場合において、公社は、同条第1項に規定する期間内に、本人に対し、つぎに掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨およびその理由
- (2) 第三者提供停止の実施等をする期限

第6章 安全管理体制

(個人情報安全管理責任者)

第38条 公社は、個人情報の適正な取扱いおよび安全管理のため、個人情報安全管理責任者を定め、つぎに掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 個人情報の取得、利用、保管、提供および廃棄における取扱いに関する事項
- (2) 個人情報に関する教育および研修に関する事項
- (3) 個人情報の取扱い状況の把握および安全管理措置の見直しに関する事項
- (4) その他、個人情報の適正な取扱いおよび安全管理について必要な事項

2 個人情報安全管理責任者は、事務局長とする。

3 個人情報安全管理責任者は、社員を指名して必要な事務を処理させることができる。

(社員等の義務)

第39条 会社の社員等または社員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した社員等は、その旨を個人情報安全管理責任者に報告するものとする。

3 個人情報安全管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係事業部門に適切な措置を講じるよう指示しなければならない。

(情報漏えい事態への対応)

第40条 個人情報の漏えい、滅失または毀損の事態が発生した場合の対応は、別に定める。

(苦情の処理)

第41条 公社は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、個人情報安全管理責任者とする。

3 個人情報安全管理責任者は、苦情対応の業務を他の社員等に委任することができる。

(特定個人情報)

第42条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき公社が取り扱う特定個人情報の安全管理体制等については、別に定める。

第7章 雑則

(手数料等)

第43条 第21条に規定する保有個人データの利用目的の通知および第22条に規定する保有個人データの開示に係る手数料は、無料とする。ただし、写しの作成および送付に要する費用は、本人が負担するものとする。

(委任)

第44条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(公益財団法人練馬区環境まちづくり公社個人情報保護規程の廃止)

2 公益財団法人練馬区環境まちづくり公社個人情報保護規程（平成20年3月31日規程第5号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際に現に社員等である者またはこの規程の施行前において旧規程第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧規程第3条第2項の規定による職務上知りえた旧個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この規程の施行後もなお従前の例による。

4 この規程の施行前において旧規程第13条第1項に規定する受託業務に従事していた者に係る同条第2項の規定によるその事務に関して知りえた旧個人情報を他人に知らせ、または当該受託事務以外の目的に使用してはならない義務については、この規程の施行後もなお従前の例による。

5 この規程の施行の日前に旧規程第19条第1項、第28条第1項および第32条第1項の規定による申出がされた場合における旧規程に規定する自己情報の開示ならびに自己を本人とする保有個人情報の訂正および利用停止については、なお従前の例による。